

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域の高齢者を支える拠点です。

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談を市とともに把握し、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が、介護予防の支援や高齢者の権利擁護、介護・福祉・医療などの相談対応などを行います。

地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業及び包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とされており、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することと、介護保険法に規定されています。

地域包括支援センター運営協議会について

地域包括支援センター運営協議会は、センターの圏域の設定、委託事業者の選定、センター業務の評価などを行い、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指します。